

# アンケートから分かった！こうしたい審査制度

平成 29 年度特許委員会第 1 部会第 1 グループ

筆宝 幹夫, 赤堀 孝, 石渡 英房, 菅原 峻一, 加藤 真司, 中 大介,  
長谷川 俊弘, 和田 等, 山田 健司, 岡東 保, 伊丹 壮一郎

## 要 約

日本の特許審査制度について 6 テーマ（ダイレクト拒絶査定, 特実併願制度, 補正の内容的制限, 継続審査要求 (RCE), 合議体審査請求制度, 3トラック審査処理システム）を選定し, 会員皆様を対象にアンケート調査を行った。多くの会員皆様からアンケートの回答をいただいたため, そのご協力への感謝の意味も込めて, 広くその結果を周知するために本稿にアンケート結果を紹介することとする。また, 本稿では, そのアンケート結果の分析に基づき, 会員皆様のニーズがどこにあるのか考察する。

## 目次

1. 背景
2. アンケートの回収率
3. アンケート調査結果及び分析
4. まとめ

### 1. 背景

日本では, 図 1 のように, 近年における国内の特許出願・実用新案登録出願がいずれも減少傾向にあり, 制度改正が要望されている可能性がある。そこで, 特許委員会では, 平成 28 年度, 各国の制度比較に基づき日本に導入すべき制度を検討し, 改正案 12 テーマ (表

1 参照) を考えた。平成 29 年度は, 平成 28 年度の改正案 12 テーマのうち優先度が高いと思われる中間処理段階: 3 テーマ (2 出願が並行して進む制度, 継続審査請求制度, 拒絶理由通知を 2 回確保する制度) に関連した 6 テーマ (表 2 参照) について, 制度改正に対するユーザーニーズを把握するためにアンケート調査を行った。

出典: 「特許行政年次報告書 2016 年版」特許庁

図 1: 最近における特許の出願件数の推移 (左図) 及び実用新案の出願件数の推移 (右図)

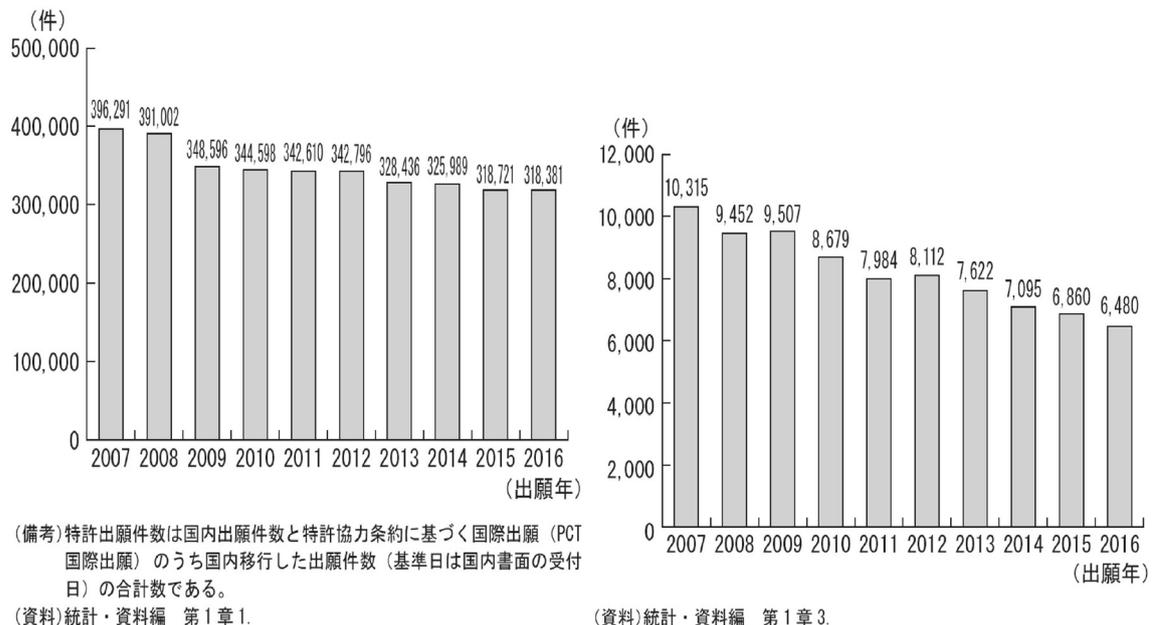


表 1 平成 28 年度の検討結果

出願段階	検討テーマ	改正・運用変更の案
出願段階	新規性喪失の例外規定	期間は、米国や韓国と同様の、12ヶ月とすべき。期間は、米国や中国と同様に、優先日を基準日とすべきである。(平成 30 年 6 月 9 日に施行された改正特許法第 30 条の規定にて新規性喪失の例外期間は 6 か月から 1 年に延長されることとなった。)
	外国語書面出願制度	現段階では、改正・運用変更は不要。
	特許法第 38 条の 2 : 出願日の認定要件	現段階では、改正・運用変更は不要。
	国内優先権主張出願	米国における CIP のような制度を導入することを検討すべき。
	分割出願	日本と比べ、米国や中国のように分割できる時期的要件が広く認められている点を採用すべき。
中間処理段階	2 出願が並行して進む制度の日本への導入案	同一発明について特許と実用新案とが併存できるようにするとともに、実用新案制度をより魅力的な制度とすべき。
	調査報告制度の日本への導入案	審査請求前に調査報告を得ることができるようにするとともに、外国特許庁による調査報告の活用を促進すべき。
	継続審査請求制度の日本への導入案	審査結果を受けた後に広範囲の補正及び再度の審査請求を認めるとともに、審査内容の見直しを促進すべき。
	拒絶理由通知を 2 回確保する制度の日本への導入案	拒絶査定前に拒絶理由通知が 2 回以上行われるようにすべき。
権利化後	証拠収集手続き	国際的ハーモナイゼーションの観点からも訴訟後査察の導入を進めるべき。「査察を行う第三者」には審判官及び弁理士がなり得る。一定の条件を満たした場合に訴訟後査察を認めることにすべき。 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進に関しては、今後の検討課題として、査察よりも書類開示の制度を考えるべき。
	権利の安定性	訂正審判制度の要件を緩和すべき。特許請求の範囲を訂正せずに、新しい文献を提出して特許権の有効性を判断することが出来るようにすると共に、特許請求の範囲を拡大しないことを条件に、請求項の追加が出来るようにすべき。

表 2 平成 29 年度のアンケート対象の 6 テーマ

テーマ名	テーマ内容
ダイレクト拒絶査定	最初の拒絶理由通知に対して応答した後、最後の拒絶理由通知を経ずにダイレクトに受けた拒絶査定（ダイレクト拒絶査定）が適切かどうか？
特実併願制度	同一発明について特許と実用新案との出願及び審査が併存できる制度（特実併願制度）を創設すべきか？
補正の内容的制限	最後の拒絶理由通知の応答時又は拒絶査定不服審判請求時における限定的減縮等の補正制限を最初の拒絶理由通知と同程度にすべきか？
継続審査要求（RCE）	最後の拒絶理由通知及び拒絶査定が出されても広範囲の補正を行い再度の審査を請求できる制度（RCE）を創設すべきか？
合議体審査請求制度	審査官が他の審査官とともに合議することを継続審査要求（RCE）の請求時に請求する制度（合議体審査請求制度）を創設すべきか？
3トラック審査処理システム	出願人の請求により早い審査・一般審査・遅い審査のいずれかを選択できる制度（3トラック審査処理システム）を創設すべきか？

## 2. アンケートの回収率

アンケートの回答数は、1254 であった。これからアンケートの回収率を計算すると、

$$\begin{aligned} & \{(\text{回答数}) / (\text{日本弁理士会の会員数})\} \times 100 \\ & = (1254 / 11497) \times 100 \\ & \approx 10.9 (\%) \end{aligned}$$

であった。

## 3. アンケート調査結果及び分析

### (3-1) アンケートの質問内容及び集計結果

ダイレクト拒絶査定について下記の質問（Q3）を行い、回答（A3）を求めた。

Q 3	ダイレクト拒絶査定について	
	最初の拒絶理由通知に対して応答した後、最後の拒絶理由通知を経ない拒絶査定（ダイレクト拒絶査定）が可能である現状の審査制度は、適切だと思いますか？	
A 3	出願人側の立場での回答	出願人・第三者のバランスを考えた回答
	<input type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 適切である
	<input type="checkbox"/> どちらともいえない	<input type="checkbox"/> どちらともいえない
	<input type="checkbox"/> 適切でない	<input type="checkbox"/> 適切でない

その結果、図 2 左図に示す出願人側の立場での回答（出願人側）と図 2 右図に示す出願人・第三者のバランスを考えた回答（総合）とのいずれにおいても、不適切（改正を要望する）という意見が多数派であった。

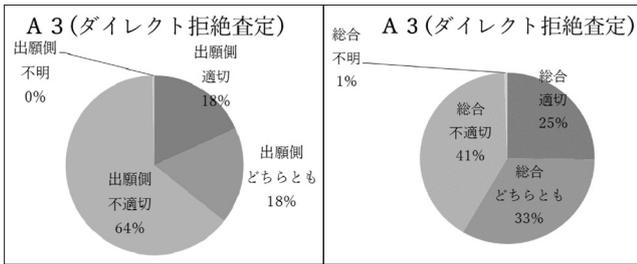


図2 A3 (ダイレクト拒絶査定) の集計結果

特実併願制度について下記の質問 (Q4) を行い、回答 (A4) を求めた。

Q4	特実併願制度について 同一発明について特許と実用新案とが併存できる制度を創設すべき (法改正すべき) だと思いますか？	
A4	出願人側の立場での回答 <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない	出願人・第三者のバランスを考えた回答 <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない

その結果、図3左図に示す出願人側の立場での回答 (出願人側) と図3右図に示す出願人・第三者のバランスを考えた回答 (総合) とのいずれにおいても、思わない (改正を要望しない) という意見が多数派であった。

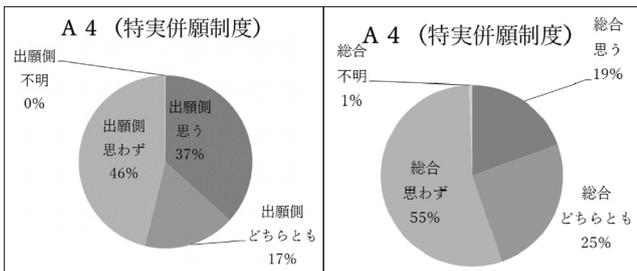


図3 A4 (特実併願制度) の集計結果

補正の内容的制限について下記の質問 (Q5) を行い、回答 (A5) を求めた。

Q5	補正の内容的制限について 最後の拒絶理由通知の応答時又は拒絶査定不服審判請求時における補正の内容的制限を最初の拒絶理由通知と同程度にすべき (法改正すべき) だと思いますか？	
A5	出願人側の立場での回答 <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない	出願人・第三者のバランスを考えた回答 <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない

その結果、図4左図に示す出願人側の立場での回答 (出願人側) においては、思う (改正を要望する) という意見が多数派であるのに対して、図4右図に示す出願人・第三者のバランスを考えた回答 (総合) においては、思わない (改正を要望しない) という意見が多数派であった。

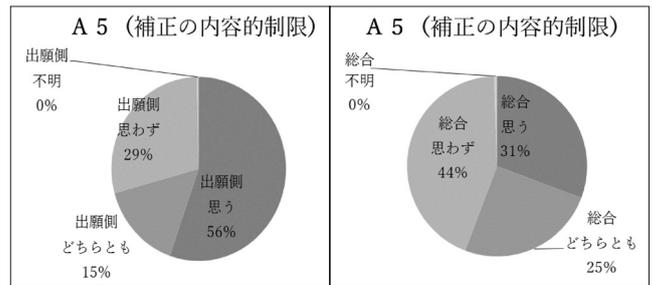


図4 A5 (補正の内容的制限) の集計結果

継続審査要求 (RCE) について下記の質問 (Q6) を行い、回答 (A6) を求めた。

Q6	継続審査要求 (RCE) について 最後の拒絶理由通知及び拒絶査定が出されても広範囲の補正を行い再度の審査を請求できる制度 (RCE) を創設すべき (法改正すべき) だと思いますか？	
A6	出願人側の立場での回答 <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない	出願人・第三者のバランスを考えた回答 <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない

その結果、図5左図に示す出願人側の立場での回答 (出願人側) においては、思う (改正を要望する) という意見が多数派であるのに対して、図5右図に示す出願人・第三者のバランスを考えた回答 (総合) においては、思わない (改正を要望しない) という意見が多数派であった。

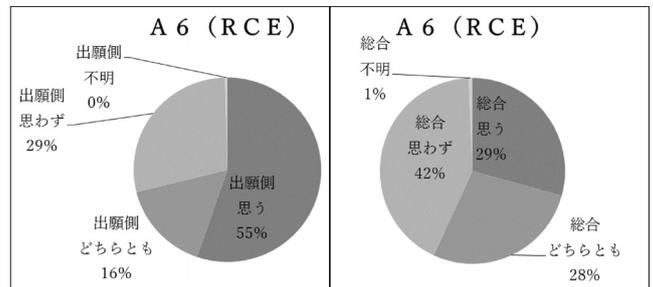


図5 A6 (RCE) の集計結果

合議体審査請求制度について下記の質問 (Q7) を行い、回答 (A7) を求めた。

Q7	合議体審査請求制度について (Q6で「思う」と回答した方が対象) 審査官が他の審査官とともに合議することをQ6のRCEの請求時に請求する制度 (合議体審査請求制度) を創設すべき (法改正すべき) だと思いますか？	
A7	出願人側の立場での回答 <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない	出願人・第三者のバランスを考えた回答 <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない

その結果、図6左図に示す出願人側の立場での回答 (出願人側) と図6右図に示す出願人・第三者のバランスを考えた回答 (総合) とのいずれにおいても、思う (改正を要望する) という意見が多数派であった。

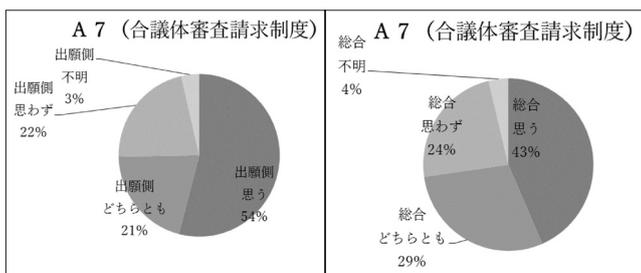


図6 A7 (合議体審査請求制度) の集計結果

3トラック審査処理システムについて下記の質問(Q8)を行い、回答(A8)を求めた。

Q8	3トラック審査処理システムについて 出願人の請求により早い審査・一般審査・遅い審査のいずれかを選択できる制度(3トラック審査処理システム)を創設すべき(法改正すべき)だと思いますか？	
A8	出願人側の立場での回答	出願人・第三者のバランスを考えた回答
	<input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない	<input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 思わない

その結果、図7左図に示す出願人側の立場での回答(出願人側)においては、思う(改正を要望する)という意見が多数派であるのに対して、図7右図に示す出願人・第三者のバランスを考えた回答(総合)においては、思わない(改正を要望しない)という意見が多数派であった。

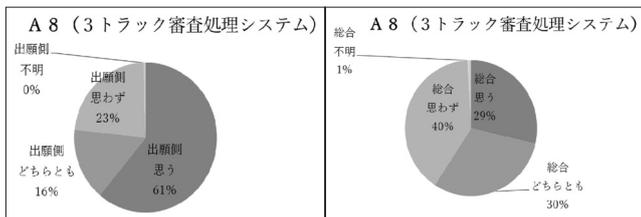


図7 A8 (3トラック審査処理システム) の集計結果

### (3-2) 優先順位づけ

(3-1)で示した回答数の集計で得られた結果を用いて、項目A3~A8のそれぞれについて、改正を要望する:3、どちらともいえない:2、改正を要望しない:1とし、ニーズの強さを数値化したニーズ指数の平均を計算した(図8参照)。なお、ニーズ指数の平均は、制度改正に対するニーズの強さを数値化したものであり、2が中立であることを示し、2を超えて3に近づくほど制度改正に対するニーズが強いことを示す。

図8に示す計算結果から、次年度以降の検討の優先順位付けを行った。いずれの立場でもニーズ指数の平均が中立値「2」を上回っているA3(ダイレクト拒絶査定)・A7(合議体審査請求制度)は、優先度が「高」とされた。出願人側の立場での回答のみでニーズ指数の平均が中立値「2」を上回っているA5(補正の内容的制限)・A6(RCE)・A8(3トラック審査処理システム)は、優先度が「中」とされた。いずれの立場でもニーズ指数の平均が中立値「2」を下回っているA4(特実併願制度)は、優先度が「低」とされた。

さらに、優先度が「中」とされた3項目A5, A6, A8における優先順位を見るために、ニーズ指数の平均の減衰率を  $\{(出願人側の立場での回答のニーズ指数の平均) - (出願人・第三者のバランスを考えた回答のニーズ指数の平均)\} / (出願人側の立場での回答のニーズ指数の平均)$  で計算したところ、図9のようになった。

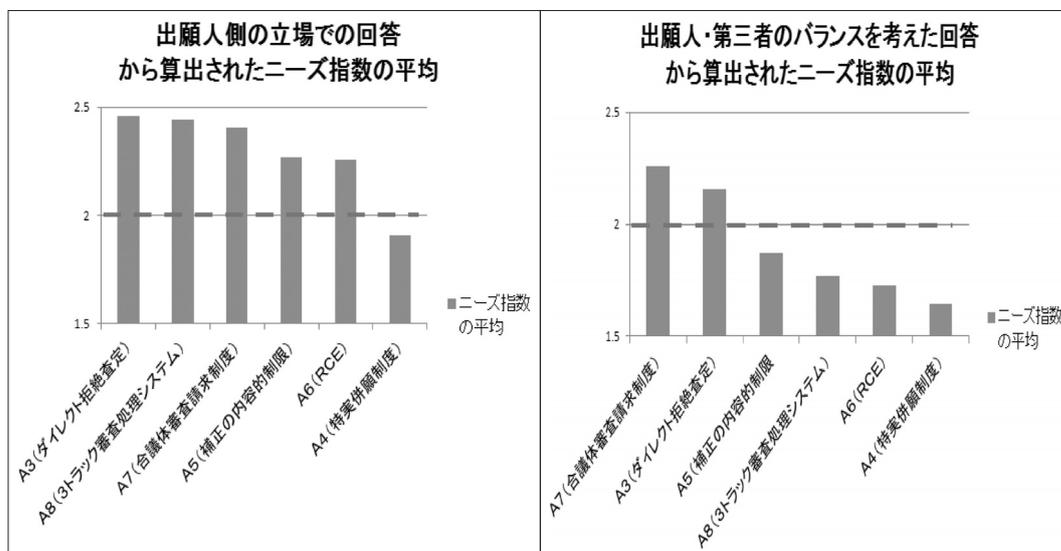


図8 ニーズ指数の平均の比較(図示の便宜上、縦軸の最小値を1.5としている)

図9 ニーズ指数の平均の減衰率の比較  
ニーズ指数の平均の減衰率(出願人側での  
回答数→出願人・第三者のバランスを考えた  
回答数でどの程度減衰したか)

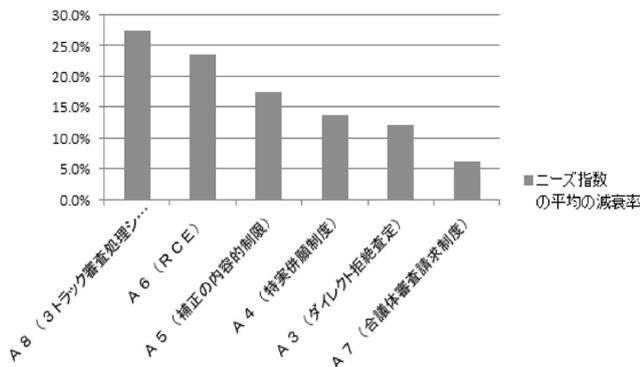


図9に示される減衰率が大きいほど、第三者の監視負担を減らす追加的措置が求められていると考えられる。図9に示される減衰率の大きさの順から、3項目A5, A6, A8における優先順位は、A8 (3トラック審査処理システム), A6 (RCE), A5 (補正の内容的制限)の順であると考えられる。

#### 4. まとめ

以上をまとめると、次年度以降の検討の優先順位は、次の表3のようになる。

表3 次年度以降の検討の優先順位

項目内容	優先度
A3 (ダイレクト拒絶査定)	高
A7 (合議体審査請求制度)	高
A8 (3トラック審査処理システム)	中
A6 (RCE)	中
A5 (補正の内容的制限)	中
A4 (特実併願制度)	低

表3から、今後は、A3 (ダイレクト拒絶査定)・A7 (合議体審査請求制度)の2テーマをさらに具体化した内容でのアンケート調査等の実施について検討する予定である。また、A8 (3トラック審査処理システム), A6 (RCE), A5 (補正の内容的制限)の3テーマについて、第三者の監視負担を減らす追加的措置を検討する予定である。今回のアンケート調査が会員皆様のニーズを把握するために有意義であったことから、その他の特許審査制度に関しても、必要に応じてアンケート調査等を行う意義があると考えられる。

なお、平成29年度のアンケート調査にご協力いただいた会員の皆様から、文字が小さい等のアンケート自体に対する様々な不満が寄せられました。それらの不満を解消できるように努力致しますので、次回の特許委員会からのアンケートにも多くの会員にご協力をお願いしたい。

以上  
(原稿受領 2018. 8. 1)